

## 医療事故調発足受け相談窓口

### 被害者らの会、遺族側の懸念に対応

医療事故の被害者らでつくる「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」（永井裕之代表）は2日、医療事故調査制度が1日から始まったことを受け、相談窓口を設置したと発表した。制度には「適正に運営されるのか」と遺族側から懸念の声が相次いでいる。

制度は「予期せぬ死亡事例」が起きたら、医療機関が自ら原因を調べ、遺族や厚生労働省が指定した第三者機関に報告する。だが、調査するかどうかの判断は医療機関側に委ねられ、医療機関が調査しない事故について遺族から第三者機関に調査を依頼できない。

遺族の求めに医療機関が応じない事態も想定されるとして、協議会は遺族からの相談に応じる窓口を設けるよう厚生労働省などに要望してきた。要望が認められるまでの間、協議会が電子メール（info@genkoku.net）などで相談を受け付ける。自身の体験をもとに、医療機関側との交渉の方法などを助言するという。

医療機関の対応に疑問を抱く医療者から情報提供を受け付ける窓口（kan-iren-info@yahoo

groups.jp）も設けた。

永井さんは「本来は第三者機関に窓口が設置されるべきだ」と訴える。

また、この制度は、事故が起きた医療機関での院内調査が基本となる。東京女子医大病院で昨年2月、原則禁止の鎮静剤を大量に使われ、当時2歳の長男を亡くした父親は2日、朝日新聞の取材に「院内調査では身内をかばい、真相が明らかにならない」と語った。（田内康介、武田耕太）